

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱 第1条～第16条 略 附 則 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>10</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。 附 則 この要綱は、平成30年3月22日から施行し、改正後の規定は平成30年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。 附 則 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年4月10日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年3月31日から施行する。</u>	高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱 第1条～第16条 略 附 則 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>9</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。 附 則 この要綱は、平成30年3月22日から施行し、改正後の規定は平成30年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。 附 則 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年4月10日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。 (追加)

(新)

別表第1-1(第3条関係)

補助事業者	事業実施主体	実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等(市町村、一部事務組合又は複数の市町村が組織する協議会をいう。以下同じ。)	(1) 市町村等 (2) 生産者組織等 ア 農業協同組合 イ 5戸以上の生産者で組織された生産者組織で規約、代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等の事業執行が確実にできると認められる生産者組織 ウ 生産者、市町村等で組織する協議会 エ 農業法人	ア及びイの要件を満たすこと。 ア 市町村、農業関係団体、農業振興センター等その他関係機関と連携し、目的達成のために必要な検討を行い、効果的な事業となるように努めるものとする。 イ 同一の事業実施主体が同じ内容(品目、対象国及び取組内容が同じものをいう。)で利用できる期間は3年とする。4年目以降は、ステップアップを含む内容の見直しがなければ利用することができないものとする。	ア 国内外での展示会への出展並びに商談会の開催及び参加 イ 商談会に係るバイヤーの招聘 ウ 海外での販売促進活動 エ 現地での販売状況及び課題抽出調査 オ 鮮度保持及び日持ち試験並びにテスト輸出 カ 商品パッケージの企画、デザイン、試作及び試作品の調査等 キ 輸出先国の残留農業基準への適合のための圃場試験、農業検査 ク アからキまでに掲げるもののほか、事業実施に必要な事項	報償費	アドバイザー経費等	2分の1以内	原則、1事業実施主体当たり100万円。 ただし、補助限度額のかさ上げ要件のア又はイのいずれかを満たす場合は、1事業実施主体当たり200万円とする。 (補助限度額のかさ上げ要件) ア 生産者組織等のア並びに県域生産者組織等のオ及びカが、県内各地域の農産物等の輸出に向けて広域的に事業を行う場合 イ 直近年度の農産物輸出額が200万円以上の事業実施主体が、直近年度の輸出数量若しくは輸出額に対して10%増以上の成果目標を設定して事業を行う場合
				旅費	交通費、宿泊費等 (注2)(注3)		
				需用費	消耗品費、印刷製本費、試食宣伝用食材費等(食糧費を除く。)		
				役務費	通信運搬費、通訳手数料、取扱手数料、残留農業検査費用等		
				委託料	調査、展示・商談会実施、パッケージデザイン等		
				使用料及び賃借料	出展小間料、会場借上げ料、自動車使用料等		
				その他経費	その他事業実施に必要と認める経費		
県域生産者組織等 オ 高知県農業協同組合 カ 株式会社とさのさと	同左			市町村等が生産者組織等に上に掲げる経費を補助する場合は、当該補助に要する経費		市町村等が補助対象とした経費の2分の1以内	

備考 (注1) 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。
(注2) 商談等を伴わないニーズ調査旅費は、対象外。
(注3) 1事業実施主体あたり、年2回まで、かつ、1回の渡航で2名分までを補助対象とする。
(注4) 国庫負担(補助)制度又は他の県又は市町村単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。

(旧)

別表第1-1(第3条関係)

補助事業者	事業実施主体	実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等(市町村、一部事務組合又は複数の市町村が組織する協議会をいう。以下同じ。)	(1) 市町村等 (2) 生産者組織等 ア 農業協同組合 イ 5戸以上の生産者で組織された生産者組織で規約、代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等の事業執行が確実にできると認められる生産者組織 ウ 生産者、市町村等で組織する協議会 エ 農業法人	ア及びイの要件を満たすこと。 ア 市町村、農業関係団体、農業振興センター等その他関係機関と連携し、目的達成のために必要な検討を行い、効果的な事業となるように努めるものとする。 イ 同一の事業実施主体が同じ内容(品目、対象国及び取組内容が同じものをいう。)で利用できる期間は3年とする。4年目以降は、ステップアップを含む内容の見直しがなければ利用することができないものとする。	ア 国内外での展示会への出展並びに商談会の開催及び参加 イ 商談会に係るバイヤーの招聘 ウ 海外での販売促進活動 エ 現地での販売状況及び課題抽出調査 オ 鮮度保持及び日持ち試験並びにテスト輸出 カ 商品パッケージの企画、デザイン、試作及び試作品の調査等 キ 輸出先国の残留農業基準への適合のための圃場試験、農業検査 ク アからキまでに掲げるもののほか、事業実施に必要な事項	報償費	アドバイザー経費等	2分の1以内	原則、1事業実施主体当たり100万円。 ただし、補助限度額のかさ上げ要件の ア又はイのいずれかを満たす場合は、1事業 実施主体当たり200万円とする。 (補助限度額のかさ上げ要件) ア 生産者組織等のア並びに県域生産 者組織等のオ及びカが、県内各地域 の農産物等の輸出に向けて広域的に 事業を行う場合 イ 直近年度の農産物輸出額が200万 円以上の事業実施主体が、直近年度 の輸出数量若しくは輸出額に対して 10%増以上の成果目標を設定して事 業を行う場合
				旅費	交通費、宿泊費等 ※商談等を伴わないニーズ 調査旅費は、対象外		
				需用費	消耗品費、印刷製本費、試 食宣伝用食材費等(食糧費 を除く。)		
				役務費	通信運搬費、通訳手数料、 取扱手数料、残留農業検査 費用等		
				委託料	調査、展示・商談会実施、 パッケージデザイン等		
				使用料及び 賃借料	出展小間料、会場借上げ 料、自動車使用料等		
				その他経費	その他事業実施に必要と認 める経費		
県域生産者組織等 オ 高知県農業協同組合 カ 株式会社とさのさと				市町村等が生産者組織等に上に掲げる経費を補助する場合は、当該補助に要する経費		市町村等が補助対象とした経費の2分の1以内	

備考 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。

(新)

別表第1-2(第3条関係)

補助事業者	事業実施主体	実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等(市町村、一部事務組合又は複数の市町村が組織する協議会をいう。以下同じ。)	(1)市町村等 (2)生産者組織等 ア 農業協同組合 イ 5戸以上の生産者で組織された生産者組織で規約、代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等の事業執行が確実であると認められる生産者組織 ウ 生産者、市町村等で組織する協議会 エ 農業法人	ア及びイの要件を満たすこと。 ア 市町村、農業関係団体、農業振興センター等その他関係機関と連携し、目的達成のために必要な検討を行い、効果的な事業となるように努めるものとする。 イ 同一の事業実施主体が同じ内容(品目、対象国及び取組内容が同じものをいう。)で利用できる期間は3年とする。4年目以降は、ステップアップを含む内容の見直しが必要と認められなければ利用することができないものとする。	動植物検疫、鮮度保持等への対応のために必要となる施設整備、機器又は備品の購入等	需用費	消耗品費	2分の1以内	1事業実施主体当たり200万円
				工事請負費	施設整備費		
				原材料費	施設整備に必要な材料費		
				備品購入費	施設整備等に必要な備品購入費		
				その他経費	その他事業実施に必要と認める経費		
県域生産者組織等 オ 高知県農業協同組合 カ 株式会社さのさと	同左			市町村等が生産者組織等に上に掲げる経費を補助する場合は、当該補助に要する経費		市町村等が補助対象とした経費の2分の1以内	

備考 (注1) 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。

(注2) 国庫負担(補助)制度又は他の県又は市町村単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。

(旧)

別表第1-2(第3条関係)

補助事業者	事業実施主体	実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等(市町村、一部事務組合又は複数の市町村が組織する協議会をいう。以下同じ。)	(1)市町村等 (2)生産者組織等 ア 農業協同組合 イ 5戸以上の生産者で組織された生産者組織で規約、代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等の事業執行が確実であると認められる生産者組織 ウ 生産者、市町村等で組織する協議会 エ 農業法人	ア及びイの要件を満たすこと。 ア 市町村、農業関係団体、農業振興センター等その他関係機関と連携し、目的達成のために必要な検討を行い、効果的な事業となるように努めるものとする。 イ 同一の事業実施主体が同じ内容(品目、対象国及び取組内容が同じものをいう。)で利用できる期間は3年とする。4年目以降は、ステップアップを含む内容の見直しが必要と認められなければ利用することができないものとする。	動植物検疫、鮮度保持等への対応のために必要となる施設整備、機器又は備品の購入等	需用費	消耗品費	2分の1以内	1事業実施主体当たり200万円
				工事請負費	施設整備費		
				原材料費	施設整備に必要な材料費		
				備品購入費	施設整備等に必要な備品購入費		
				その他経費	その他事業実施に必要と認める経費		
県域生産者組織等 オ 高知県農業協同組合 カ 株式会社さのさと				市町村等が生産者組織等に上に掲げる経費を補助する場合は、当該補助に要する経費		市町村等が補助対象とした経費の2分の1以内	

備考 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。

新	旧
別記 第1号様式（第4条関係） 令和 第 年 月 号 日 高知県知事 様 申 請 者 住 所 名 称 代表者名 生年月日 年 月 日 令和 年度高知県農産物輸出促進事業費補助金交付申請書 下記のとおり事業を実施したいので、高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。 記 1 事業実施主体の概要 2 事業目的 3 事業内容 ☐ (1) 別表1-1に掲げる事業 ☐ (2) 別表1-2に掲げる事業 4 補助金交付申請額 金 円 (☐ 補助限度額かさ上げ要件に該当) 5 添付書類 (1) 事業計画書 別紙1-1「事業計画書」 (2) 事業計画書に係る見積書、事業費積算基礎資料等 (3) 収支予算書 別紙1-2「収支予算書」 (4) 補助事業者の補助金の交付に関する規定（市町村が事業実施主体の場合は事業実施要領） (5) 県税の納税証明書（納税義務がない場合は別記第2号様式の申立書を添付してください。 ただし、申請者が市町村の場合には納税証明書及び申立書の添付は不要です。） (6) 別記第3号様式の誓約書兼同意書（ただし、申請者が市町村の場合には納税証明書及び申立書の添付は不要です。） 別紙1-1、別紙1-2 (略)	別記 第1号様式（第4条関係） 令和 第 年 月 号 日 高知県知事 様 申 請 者 住 所 名 称 代表者名 生年月日 年 月 日 令和 年度高知県農産物輸出促進事業費補助金交付申請書 下記のとおり事業を実施したいので、高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。 記 1 事業実施主体の概要 2 事業目的 3 事業内容 ☐ (1) 別表1-1に掲げる事業 ☐ (2) 別表1-2に掲げる事業 4 補助金交付申請額 金 円 (☐ 補助限度額かさ上げ要件に該当) 5 添付書類 (1) 事業計画書 別紙1-1「事業計画書」 (2) 事業計画書に係る見積書、事業費積算基礎資料等 (3) 収支予算書 別紙1-2「収支予算書」 (4) 補助事業者の補助金の交付に関する規定（市町村が事業実施主体の場合は事業実施要領） (5) 県税の納税証明書（納税義務がない場合は別記第2号様式の申立書を添付してください。 ただし、申請者が市町村の場合には納税証明書及び申立書の添付は不要です。） (6) 別記第3号様式の誓約書兼同意書 別紙1-1、別紙1-2 (略)

新

第2～6号様式（略）

別紙6-1

事業実績報告書

事業の実施概要

- （1）対象国・地域名、実施場所、対象者、実施した内容等
- （2）事業を実施した成果（計画書で示した取組計画1年後に対しての達成度合い及び未達の場合の具体的な理由（輸出先国の政情不安、経済情勢の変化等）等、可能な限り輸出数量及び輸出額も踏まえて記載）
・本年度輸出実績（数量及び金額）：
- （3）事業実施後3箇年の取組方針（今年度の事業成果を受けて、今後、輸出をどの国・地域で拡大していくか等の具体的な取組方針を可能な限り輸出数量及び輸出額も踏まえて記載）
・1年後（令和 年）：
・2年後（令和 年）：
・3年後（令和 年）：

単位：円

事業の実施日程		開始 完了 令和 年 月 日 令和 年 月 日			
事業に要した 全 経 費	補助対象 経 費	補助対象外 経 費	補 助 金 交付決定額		

別紙6-2、第7～8号様式（略）

旧

第2～6号様式（略）

別紙6-1

事業実績報告書

事業の実施概要

- （1）対象国・地域名、実施場所、対象者、実施した内容等
- （2）事業を実施した成果（計画書で示した取組計画1年後に対しての達成度合い及び未達の場合の具体的な理由（輸出先国の政情不安、経済情勢の変化等）等、可能な限り輸出数量及び輸出額も踏まえて記載）
・本年度輸出実績（数量及び金額）：
- （3）事業実施後3箇年の取組方針（今年度の事業成果を受けて、今後、輸出をどの国・地域で拡大していくか等の具体的な取組方針を可能な限り輸出数量及び輸出額も踏まえて記載）
・1年後（令和 年）：
・2年後（令和 年）：
・3年後（令和 年）：

単位：円

事業の実施日程		開始 完了 令和 年 月 日 令和 年 月 日			
事業に要した 全 経 費	補助対象 経 費	補助対象外 経 費	補 助 金 申 請 額		

別紙6-2、第7～8号様式（略）